

志木市条例第1号

志木市地域共生社会を実現するための条例

(目的)

第1条 この条例は、地域共生社会を実現するための施策の推進に関し、基本理念、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、個性、生き方等を尊重し、互いに支え合い、市民誰もが生きがいを持って輝くことができる地域社会の実現を図り、もって地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域共生社会 子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者等が必要に応じて適切な福祉的支援を受けながら、個人の状況に関係なく、個性、生き方等を尊重し、互いに支え合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 福祉的支援 地域生活課題（福祉サービスを必要とする市民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題をいう。）を抱える市民に対し、国、地方公共団体、公的機関、市民及び事業者が実施する支援をいう。

(基本理念)

第3条 地域共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 誰もが個性を尊重し合い、学び、様々な主体とのつながりを構築しながら、地域社会を構成する一員として社会参加することができること。

(2) 誰もが必要な福祉的支援を受けることで、安全で安心した環境の下で生活することができるよう全ての市民及び事業者が互いに支え合うことができること。

(3) 誰もが自らの意思で選択し、又は決定することができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる責務を有する。

(1) 地域共生社会の実現に向けた必要な支援を受けることができる体制を整備すること。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組を推進するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施すること。

(3) 地域共生社会の実現に向けた認識、理解、取組等を市民及び事業者と共有すること。

(市民及び事業者の役割)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、地域共生社会の実現に向けた認識や理解を深めるとともに、地域共生社会の実現に努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市が実施する地域共生社会を実現するための施策に協力するものとする。

(基本的施策の推進)

第6条 市は、地域共生社会を実現するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 誰もが経済活動、市民活動、余暇等を通じて生きがいを持つことができる施策を推進すること。

(2) 市民及び事業者に対し、福祉的支援を必要とする市民及び当該市民に対する支援を行う者についての理解を図るための施策を推進すること。

(3) 市民及び事業者が行う地域共生社会の実現に向けた活動を支援するための施策を推進すること。

(4) 社会福祉を目的とする事業の全分野と連携して施策を推進するこ

と。

- (5) 福祉的支援をする者への地域共生社会を実現するための教育並びに人材育成及び人材確保を促進するための施策を推進すること。
- (6) 福祉的支援を必要とする市民であることを理由とする差別的取扱いを受けることのない環境の整備を図るための施策を推進すること。
- (7) 福祉的支援を必要とする市民の意思決定支援に係る施策を推進すること。
- (8) 手話を含む言語その他の意思疎通手段についての理解を図るための施策を推進すること。
- (9) 市民の心身の健康保持を図るため、心身の状態に応じた健康増進、介護予防、認知症予防等の健康な生活を維持するための施策を推進すること。
- (10) 福祉的支援を必要とする市民及び当該市民に対する支援を行う者へ必要な情報が行き届くよう、情報発信に係る施策を推進すること。
- (11) 福祉的支援を必要とする市民が、個々の状況に合った福祉的サービスを受けることができる包括的な相談支援体制を充実させるための施策を推進すること。

(財政上の措置)

第7条 市は、地域共生社会を実現するための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。